第４次春日部市行政改革大綱における「外部評価」の実施について

１　第４次春日部市行政改革大綱における「外部評価」の実施に向けて

（１）外部評価の概要

これまで、行政改革審議会において「第２次総合振興計画前期基本計画」で設定された実施計画事業についての行政評価の一環として外部評価を実施していましたが、行政評価制度のあり方の見直しを行い、令和６年度から、総合振興計画審議会において、総合振興計画の施策評価と併せて行政評価を実施しています。

そのため、行政改革審議会においては、令和６年度から「第４次行政改革大綱」で設定した取組について評価（外部評価）を行っています。

（２）第４次春日部市行政改革大綱における「外部評価」の実施目的

本市では、以下の目的を達成するため、第４次春日部市行政改革大綱における外部評価を実施します。

【外部評価の目的】
目的１：評価の客観性や信頼性、更には透明性を高める。
目的２：市民の意見を今後の行政改革大綱の取組に反映させる。

〈外部評価とは〉

取組を所管する担当課が実施した行政改革大綱における取組の評価（行政改革大綱進捗管理シート（※））に対し、行政改革審議会委員の専門的な見地や、市民の立場からの視点により、再度、評価いただくことで、評価の客観性や信頼性の確保を図り、さらには、こうした意見を次年度以降の取組に反映させることを目的として、行政改革審議会委員による評価を実施するもの。

※行政改革大綱進捗管理シート

令和７年度の取組の実績・成果（財政効果額、時間削減効果）および令和８年度以降の展望を記載し、各取組の進捗や効果を確認するとともに、市が取り組んでいる取組の成果の概要について、市民にわかりやすく公表することを目的に作成するものです。

担当課による評価の実施と行政改革審議会委員による外部評価の実施により、本市の行政改革大綱の目標を達成するためのサイクルを回すことで、時代の変化に対応した持続可能な行政運営を推進します。

２　行政改革審議会における外部評価

（１）審議会委員による評価の視点

行政改革大綱における取組の評価では、時代の変化に対応した持続可能な行政運営を推進するという視点に立った審議会の評価をいただきたいと考えており、各委員から進捗管理シートに記載された担当課の評価や今後の方向性について、ご意見をいただきます。

【第４次春日部市行政改革大綱における外部評価の視点】

①「現状と課題」の的確性

・現状に関する記載に対し、市民感覚との乖離はないか。
・課題認識の妥当性はあるか（他に課題はないか)。

②「令和７年度の取組状況」の的確性及び取組内容の妥当性

・「成果指標」の達成率やグラフは的確か

③「今後の方向性」の妥当性

・担当課が考える方向性の他に、具体的な見直し・改善点はあるか。
・取組の充実に向けて、予算配分等に配慮すべき点はあるか。
・担当課による「今後の方向性」(拡充・現状維持・見直し)は、妥当と認められるか。(審議会としての方向性は。)

④「令和８年度以降に向けた課題及び今後の取組方針」の妥当性

・担当課が考える課題及び今後の取組方針の他に、具体的な見直し・改善点はあるか。
・事業を効果的に実施するための新たな（別の）取組手法はあるか。
・担当課による当該取組の評価課題は妥当と認められるか。
・担当課が考える今後の取組方針に妥当性はあるか。

（２）対象取組の選定

対象取組の選定に当たっては、行政改革大綱における 15 の取組に対して、各取組を所管する担当課が作成した進捗管理シートをもとに、下記の選定基準に従い、審議会において取組を厳選し、外部評価を実施します。

【外部評価対象事業の選定基準】

外部の視点から、時代の変化に対応した持続可能な行政運営や質の高い行政サービスなどの観点でご意見をいただきたい取組で、かつ市民にとって関心があると考えられる取組

（３）当日までの準備

より内容の深い意見交換及び評価とするため、各委員から要望があった場合には、要望に応じて参考資料を提供します。その後、各委員からの事前質問を受け付け、担当課による回答を当日の資料に記載します。

（４）当日の実施方法

11 月に開催予定の審議会において、25～30 分程度の時間を設定し、２取組の外部評価を実施します。

当日は、委員の率直な疑問、意見に対応できるよう、評価対象となる取組を所管する担当職員も出席します。

≪外部評価の流れ：１取組 25～30 分≫

①外部評価対象となる取組の説明（３分）

取組の担当職員（課長・主幹級職員を想定）から「進捗管理シート」及び補足資料に基づき、取組の内容、成果の状況、取組状況、評価と今後の方向性について説明を行います。

⇩

②質疑応答（10～15 分）

委員からの質問に対して、担当職員が回答及び補足内容を説明します。

⇩

③意見交換（10 分程度）

取組の進捗状況や、課題や今後の方向性等に対して、委員同士で意見交換を行います。また、必要に応じて担当職員及び事務局とも意見交換を行い、質疑応答も継続します。

⇩

④意見の集約（２分程度）

担当課及び事務局の説明や意見交換等を踏まえ、実施担当課における今後の方向性（拡充・現状維持・見直し）の妥当性を、多数決により判定し、審議会としての方向性（拡充・現状維持・見直し）を導き出します。

（５）外部評価結果の反映

各委員からいただいた意見、また、審議会としての方向性は、担当課にフィードバックし、どのように次年度以降の取組に反映されたのかを、外部評価報告書として取りまとめ、次年度に予定される審議会で報告します。